

**第2回ホワイトライアスロンin湯梨浜大会 兼
第65回国民体育大会2010ゆめ半島千葉国体トライアスロン競技
鳥取県国体代表選手選考大会推薦出場に関する規定**

<実施大会・期日>

第2回ホワイトライアスロンin湯梨浜大会（※前日選手登録、開会式及び競技説明会への参加は必須です。）
2010年（平成22年）5月22日（土）～23日（日）

<応募方法>

■鳥取県国体代表選手選考大会出場推薦を希望する者は、下記の書類を鳥取県トライアスロン協会事務局へ提出してください。

1. 第65回国民体育大会2010ゆめ半島千葉国体トライアスロン競技鳥取県国体代表選手選考大会出場申込書
2. 運転免許証のコピー（所持していない場合は、現住所、生年月日の明記された保険証などでも可）
3. 2009年度出場大会の実績を証明する書類（完走証・リザルトなどのコピーで3種目のタイム表示が明記されたもの）

■「ふるさと選手制度」を利用する選考大会出場選手推薦を希望する者は、下記の書類を鳥取県トライアスロン協会事務局へ提出して下さい。

1. 第65回国民体育大会2010ゆめ半島千葉国体トライアスロン競技鳥取県国体代表選手選考大会出場申込書
2. 中学校又は高等学校卒業証明書のコピー
3. 運転免許証又は学生証のコピー
4. 2009年度出場大会の実績を証明する書類（完走証・リザルトなどのコピーで3種目のタイム表示が明記されたもの）
5. 鳥取県体育協会指定の「ふるさと登録届」（様式等は鳥取県体育協会にお問い合わせ下さい。）

なお、「第2回ホワイトライアスロンin湯梨浜大会」の参加は、「湯梨浜大会開催要項」の規定従い「参加申込書兼誓約書」を記入・作成のうえ、各自で「湯梨浜大会事務局」へ直接参加申し込みして下さい。

<募集人数>

男子5名、女子5名（ただし、中国ブロック5県の応募状況により増減する場合があります。）

なお、応募者が多数の場合は、鳥取県トライアスロン協会理事会において競技力及び競技実績等を基に選考を行います。

<応募期日>

平成22年3月19日（金）必着

<注意事項>

この「第65回国民体育大会2010ゆめ半島千葉国体トライアスロン競技鳥取県国体代表選手選考大会出場申込書」は、国体代表選手選考大会出場資格の確認（多数の場合は選考を行う。）と、国体代表選手選考大会出場枠として当該推薦選手の出場について「第2回ホワイトライアスロン in湯梨浜大会実行委員会」に優先出場枠の確保を依頼するためのものです。推薦選手として認められた場合「湯梨浜大会」に募集定員300人を超える応募があった場合でも当該推薦選手の出場は約束され「湯梨浜大会における定員超過の選手選考」の対象になりません。なお、「ゆめ半島千葉国体中国ブロック各県代表選考会」の推薦出場選手は、「湯梨浜大会」大会実施要項に定められた競技ルールに則って一般参加選手と同等条件のもとで競技することとなります。また、総合成績及び各カテゴリー別の成績も「湯梨浜大会実行委員会公式発表リザルト」に従います。おって、鳥取県国体代表選手は、「湯梨浜大

会」の試合結果及び競技実績等を参考として、鳥取県トライアスロン協会理事会（選手選考委員会）で選考し決定します。

参 考

<国体参加資格>

当選考大会への参加推薦希望資格は、(財)日本体育協会が定める第65回国民体育大会参加資格・年齢基準（「国体規定※1」と略す）に基づくものとし、選考大会への出場にあたり主要項目及び本件に関する大会規定を次に抜粋して明記します。

記

誕生日が1992年（平成4年）4月1日以前（平成22年4月1日現在18歳以上）であり、次の（1）又は（2）のどちらかの条件を満たす者。

（1）鳥取県内に「居住地を示す現住所※2」又は「勤務地※3」があり、選考大会申込締切日（平成22年3月31日）迄に、鳥取県トライアスロン協会及び（社）日本トライアスロン連合への2010年度登録会員手続きを完了した者。

（2）「ふるさと選手制度」（卒業中学校、又は卒業高等学校の所在地が鳥取県内）により鳥取県を選択した者。

「ふるさと選手制度」を選択した者は、選考大会への申し込みを行うまでに鳥取県トライアスロン協会に届け出て承認を受けなければなりません。「ふるさと選手制度」の適用を受ける者で、いずれの都道府県トライアスロン競技団体に所属していない場合は、いずれかの都道府県トライアスロン競技団体あるいは日本学生トライアスロン連合及び（社）日本トライアスロン連合への2010年度登録会員手続きが完了しており、その所属団体の承認を受けなければなりません。（一般・社会人・学生（※4）共通）

※1（財）日本体育協会が定める第65回国民体育大会参加資格・年齢基準の詳細については、財団法人日本体育協会ホームページを参照してください。

※2「居住地を示す現住所」の条件は、2010年4月30日以前より本大会（国体）参加時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所であること。

※3「勤務地」の解釈は、2010年4月30日以前より本大会（国体）参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地であること。

※4「大学の所在地」は、「居住地を示す現住所」にはならない。学生選手（日本学生トライアスロン連合所属）においては、登録番号の「U」の後に続く都道府県番号が31で鳥取県内に居住していること。（大学の所在地が鳥取県であっても居住地が鳥取県外である場合は対象とされない。）

申込書送付先及び本件に関する問い合わせ

鳥取県トライアスロン協会事務局 TEL/FAX 0859-32-8351

（北条レンタカー米子営業所内）〒683-0033 鳥取県米子市長砂町479-1

E-mail info@tottori-ta.com